

令和8年度（2026年度）歯科診療報酬改定

在宅医療の強化・再編が行われました。

歯科のない病院が、患者の同意を得て連携歯科医療機関へ文書で紹介し、入院中に実際に歯科診療が実施された場合 医科側は口腔管理連携加算（600点）を算定できます。

歯科のない病院から入院中に医科側からの紹介に基づく歯科訪問診療時に初回の歯科訪問診療時に1回に限り、歯科側は医科連携訪問加算（500点）が算定できます。

算定するケース	連携する保険医療機関（歯科診療以外の診療のみを行う保険医療機関）からの依頼に基づき歯科訪問診療し、依頼された文書の写しを診療録に添付した場合
対象患者	入院中の口腔状態にかかわる課題のためにいかににおける治療上の課題を生じている患者
注意	<ul style="list-style-type: none">・当該患者の同意を得て入院中の口腔管理及び退院後の受診にかかわる指導内容等を連携する保険医療機関の保険医等に情報を共有すること。・診療情報に係る費用は、所定点数に含まれており別に算定できない。
施設基準	<ol style="list-style-type: none">1. 入院中の口腔状態に課題を抱える患者について連携する他の保険医療機関の依頼に基づき対応できる体制を構築していること。2. 1に規定する連携機関から歯科訪問診療の依頼を受ける方法について取り決めを行い、連絡先や連絡方法について文書により提供を受けていること。3. 1に規定する連携体制を構築していること及び連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。4. 3の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りでないこと。

これにより訪問診療の質向上と収益確保を両立し、医科との連携実績を積み重ねることで、在宅療養支援歯科診療所の施設基準取得にもつながります。